

東彼杵中学校PTA会則 新旧比較対象表

新	旧
第1章 総 則 (名称) 第1条 この会は、東彼杵中学校PTA（以下、「本会」という。）と称する。 (事務局) 第2条 本会の事務局は、東彼杵中学校〔長崎県東彼杵郡東彼杵町蔵本郷 1666 番地〕（以下、「本校」という。）におく。 (会員) 第3条 本会のPTA会員（以下、「会員」という。）は、本校に在学する生徒の保護者、本校に勤務する教職員及び本会の趣旨に賛同する者をもって組織する。 (目的) 第4条 本会は、保護者と教職員の協力団体として、家庭、学校及び地域における教育の理解とその振興に努め、も ⇒生徒の健全育成、会員相互の親睦と資質向上を図ることを目的とする。 (事業) 第5条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。 (1) 学校教育目標をもとに、生徒の健全な育成と福祉の向上を図る。 (2) 会員相互の資質向上のために研修をすすめる。 (3) 会員相互の連絡を密にし親睦を図る。 (4) 教育環境の整備を図る。 (5) 地域並びに関係機関・団体等との連携を図る。 (6) その他、本会の目的達成に必要な事業を行なう。 (方針) 第6条 本会は、教育を本旨とする組織であり、次の方針をもって活動する。 (1) 児童・生徒及び青少年の教育並びに福祉の向上のために活動する他の関係機関・団体等と協力する。 (2) 特定の宗教や政党に偏った言動行為は行わない。 (3) 営利を目的とするような行為は行わない。 (4) その他本会の目的に反した行為は行わない。 (個人情報取扱規則) 第7条 本会の活動を推進するために必要とされる個人情報の取得や利用、管理については、「個人情報取扱規則」に定め適正に運用するものとする。 第2章 役 員 (役員及び委員) 第8条 本会には次の役員、運営委員（以下、「役員等」という。）をおく。 (1) 会長 1名 (2) 副会長 4名（男性2名、女性2名） (3) 専門部会長 3名 (4) 専門部副部会長 3名 (5) 庶務・会計 1名 (5) 理事 10名 (6) 監事 2名	第1章 総 則 (名称) 第1条 この会は、東彼杵中学校PTA（以下本会という）と称する。 (事務局) 第2条 本会は、事務局を東彼杵中学校〔長崎県東彼杵郡東彼杵町蔵本郷 1666 番地〕（以下本校という）におく。 (会員) 第3条 本会の会員は、本校に在学する生徒の保護者、本校に勤務する教職員ならびに本会の趣旨に賛同する者をもって組織する。（以下、会員とはPTA 会員のことである。） (目的) 第4条 本会は、保護者と教職員の協力団体として、家庭、学校及び地域における教育の理解とその振興に努め、もって生徒の健全育成、会員相互の親睦と資質向上を図ることを目的とする。 (事業) 第5条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。 (1) 学校教育目標をもとに、生徒の健全な育成と福祉をはかる。 (2) 会員相互の資質向上のために研修をすすめる。 (3) 会員相互の連絡を密にし、親睦をはかる。 (4) 教育環境の整備をはかる。 (5) 地域並びに関係機関・団体との連携をはかる。 (6) その他、本会の目的達成に必要な事業を行なう。 (方針) 第6条 本会は、教育を本旨とする民主団体であるので、次の性格をもって活動する。 (1) 児童・生徒及び青少年の教育並びに福祉のために活動する他の団体及び諸機関と協力する。 (2) 特定の宗教や政党にかたよった言動行為はしない。 (3) 営利を目的とし、またはするような行為はしない。 (4) その他本会の目的に反した行為はしない。 (個人情報取扱規則) 第7条 本会の活動を推進するために必要とされる個人情報の取得や利用、管理については、「個人情報取扱規則」に定め適正に運用するものとする。 第2章 役 員 (役員及び委員) 第8条 本会には次の役員・評議員（以下役員等という）をおく。 (1) 会長 1名 (2) 副会長 4～5名（男女各2名以上） (3) 専門部会長 3名 (4) 庶務・会計 1名 (5) 理事 10名 (6) 監事 2名 (7) 顧問 若干名

(7) 顧問 若干名 (校長、前PTA会長等) (8) 運営委員 地区委員、教職員代表者 (3名) ※各部会担当教職員 (理事) 第9条 理事は次の内訳によって構成する。 (1) ブロック理事 各ブロック長もしくは副ブロック長 (2) 学年理事 各学年の学年委員1名 (運営委員) 第9条 運営委員は、地区委員、教職員代表者、役員等にて構成する。 (1) 地区評議員 別表1 各地区より若干名 (2) 学級評議員 各学級より3名 (1名以上は男性) (3) 学校評議員 各学年1名 (役員等の選出方法) 第10条 本会の会長、副会長、専門部会長、副部会長、監事、顧問は役員選考委員会で推薦し総会で承認する。 2 専門部会長、副部会長は各学年よりそれぞれ2名を選出しその中から互選する。 3 庶務・会計は、校長と協議の上、教職員の中から会長が委嘱する。 4 監事は第1学年、第2学年の学年副委員長がその職務を努める。 4 ブロック理事は、各ブロックで地区評議員の中から互選する。 5 学年理事は各学年で学級評議員の中から互選する。 6 地区評議員は各地区で、学級評議員は各学級で会員の中から選任する。 5 運営委員は会長、副会長を兼ねることができない。 (役員の任期) 第11条 役員等の任期は1年とする。但し再任を妨げない。 2 任期がすぎた役員は、後任者が決定するまでの間、その任にあたるものとする。 3 役員等が欠けた場合の補欠役員等の任期は、前任者の残任期間とする。 (役員の職務) 第12条 会長は、本会を統括し、会を代表する。 第13条 副会長は、会長を補佐し、会長に事故ある時は職務を代行する。なお1名は、東彼杵中学校部活動振興会の会長を、1名は、同会副会長を兼務する。また、1名は、学校保健委員会の会長を兼務する。なお、女性の副会長は、長崎県PTA連合会母親委員会及び東彼杵郡PTA連合会母親委員会の役職を努める。 第14条 専門部会長、副部会長は、会長の指示を受け、専門部会の企画・運営にあたる。 第15条 庶務・会計は、会議の記録その他会務に関する書類の整理にあたり、本会の財産を管理し一切の会計事務を処理する。 第16条 運営委員は、各専門部のいずれかに属し、専門部会長、副部会長とともに専門部会の運営・協力にあたる。 第16条 理事は会長の指示を受け、本会の企画・運営にあたる。 第17条 監事は、本会の会計及び事業の監査にあたる。 第18条 顧問は、本会の運営について助言を行う。 第19条 運営委員は、本会の運営に関する重要事項を審議し決議する。		(8) 評議員 各地区、学級、学校より若干名 (理事) 第9条 理事は次の内訳によって構成する。 (1) ブロック理事 各ブロック長もしくは副ブロック長 (2) 学年理事 各学年の学年委員1名 (評議員) 第10条 評議員は次の内訳によって構成する。 (1) 地区評議員 別表1 各地区より若干名 (2) 学級評議員 各学級より3名 (1名以上は男性) (3) 学校評議員 各学年1名 (役員等の選出方法) 第11条 本会の会長、副会長、専門部長、監事、顧問は役員選考委員会で推薦し、総会で承認する。 2 庶務・会計は、校長と協議の上、教職員の中から会長が委嘱する。 3 監事は第1学年の学年理事を除く学級評議員の中から互選する。 4 ブロック理事は、各ブロックで地区評議員の中から互選する。 5 学年理事は各学年で学級評議員の中から互選する。 6 地区評議員は各地区で、学級評議員は各学級で会員の中から選任する。 7 評議員は会長、副会長を兼ねることができない。 (役員の任期) 第12条 役員等の任期は1か年とする。但し再任を妨げない。 2 任期がすぎた役員は、後任者が決定するまでは、その任にあたるものとする。 3 役員等が欠けた場合の補欠役員等の任期は、前任者の残任期間とする。 (役員の職務) 第13条 会長は本会を統括し、会を代表する。 第14条 副会長は会長を補佐し、会長に事故ある時は職務を代行する。なお1名は、東彼杵中学校部活動振興会の会長を、1名は、部活動振興会の副会長を兼務する。また、1名は、学校保健委員会の会長を兼務する。 第15条 専門部会長は会長の指示を受け、専門部会の企画・運営にあたる。 第16条 庶務・会計は会議の記録その他会務に関する書類の整理にあたり、本会の財産を管理し一切の会計事務を処理する。 第17条 理事は会長の指示を受け、本会の企画・運営にあたる。 第18条 監事は本会の会計及び事業の監査にあたる。 第19条 顧問は本会の運営について助言を行う。 第20条 評議員は本会の運営に関する重要事項を審議し、決議する。	
第3章 機 関 (機関) 第20条 本会の機関は次のとおりとする。 (1) 総会 (2) 本部役員会 (3) 運営委員会 (4) 役員選考委員会 (5) 学年・学級委員会 (6) 監査委員会 (7) 地区会 2 会議の議決は、出席者の過半数をもって決する。ただし、可否同数のときは議長の決するところによる。 (総会) 第21条 総会は本会最高の議決機関で、会員をもって構成する。 2 総会は、毎年1回春季に会長が招集する。ただし、重要事項その他必要があるときに本部役員会及び運		第3章 機 関 (機関) 第21条 本会の機関は次のとおりとする。 (1) 総会 (2) 役員会 (3) 評議員会 (4) 役員選考委員会 (5) 学年委員会 (6) 監査委員会 (7) 地区会 2 会議の議決は、出席者の過半数をもって決する。ただし、可否同数のときは、議長の決するところによる。 (総会) 第22条 総会は本会最高の議決機関で、会員をもって構成する。 2 総会は毎年1回春季に会長が召集する。ただし、重要事項その他必要があるときに役員会の承認を得	

営委員会の承認を得て開催することができる。なお、未曾有の事態により招集が困難であると判断した場合は、その承認方法を書面等にて行うことができるものとする。 3 総会は、会員総数の過半数の者の出席により成立する。ただし、委任状による委任を届け出た者は出席とみなし、その過半数をもって決する。ただし、可否同数のときは議長の決するところによる。 4 総会の議長は、会員の中から選出する。(P 1 名、T 1 名) (総会に付議する事項) 第 22 条 総会に付議する事項は次のとおりとする。 (1) 会務報告及び事業計画に関する事項 (2) 予算及び決算に関する事項 (3) 役員等に関する事項 (4) 会則の改正に関する事項 (5) その他重要事項 (本部役員会) 第 23 条 本部役員会は、会長、副会長、専門部会長・副部会長、庶務・会計、顧問をもって構成する。なお、必要に応じて他の役員や学年委員長・副委員長を出席させることができる。 2 本部役員会は、会長が必要に応じ随時開催する。 (本部役員会に付議する事項) 第 24 条 本部役員会に付議する事項は次のとおりとする。 (1) 総会に提出する議案の審議 (2) 総会の議決によって委託された事項 (3) 専門部会において立案された事項 (4) 本会の目的達成のための緊急事項 (5) その他会長が認めた事項 (運営委員会) 第 25 条 運営委員会は、会長、副会長、専門部会長、副部会長、運営委員をもって構成する。 2 運営委員会は、会長が必要に応じ随時開催する。 3 運営委員会は、総会に次ぐ議決機関とする。 4 運営委員会は、委員総数の過半数の者の出席により成立する。ただし、委任状による委任を届け出た者は出席とみなし、その過半数をもって決する。ただし、可否同数のときは議長の決するところによる。 5 運営委員会の議長(進行)は、副会長が務める。 (運営委員会に付議する事項) 第 26 条 運営委員会に付議する事項は次のとおりとする。 (1) 総会で委任された事項 (2) 本部役員会より提出された事項 (3) 本会の目的達成のための緊急事項 (役員選考委員会) 第 27 条 役員選考委員会の委員は、各ブロックのブロック長・副ブロック長、学年委員長・副委員長によって構成する。ただし、会長、副会長の参加を妨げない。 2 役員選考委員会は、会長及び委員長が招集し開催する。 3 役員選考委員長、副委員長は次の順で決定していく。 委員長 中部3 → 西部 → 中部1 → 中部2 → 東部 → 南部1 → 南部2 副委員長 南部1 → 南部2 → 中部3 → 西部 → 中部1 → 中部2 → 東部 (役員選考委員会に付議する事項) 第 28 条 役員選考委員会に付議する事項は次のとおりとする。 (1) 役員等の選考に関する事項 (2) 役員等の在り方に関する事項 (学年・学級委員会) 第 29 条 学年・学級委員会は、各学年の会員と学年所属の教職員で構成する。 2 学年・学級委員会は、学年委員長が招集し開催する。	て開催することができる。 3 総会は会員総数の過半数の者の出席により成立する。ただし、委任状による委任を届け出たものは出席とみなす。 4 総会の議長は、会員の中から選出する。(P 1 名、T 1 名) (総会に付議する事項) 第 2 3 条 総会に付議する事項は次のとおりとする。 (1) 会務報告及び事業計画に関する事項 (2) 予算及び決算に関する事項 (3) 役員に関する事項 (4) 会則の改正に関する事項 (5) その他重要事項 (役員会) 第 2 4 条 役員会は、会長、副会長、専門部会長、顧問をもって構成する。必要に応じ理事を出席させる。 2 役員会は、会長が必要に応じ随時開催する。 (役員会に付議する事項) 第 2 5 条 役員会に付議する事項は次のとおりとする。 (1) 総会に提出する議案の審議 (2) 総会の議決によって委託された事項 (3) 専門部会において立案された事項 (4) 本会の目的達成のための緊急事項 (5) その他会長が認めた事項 (評議員会) 第 2 6 条 評議員会は、会長、副会長、専門部長、監事、評議員をもって構成する。 2 評議員会は、会長が必要に応じ随時開催する。 3 評議員は、総会に次ぐ議決機関とする。 (評議員会に付議する事項) 第 2 7 条 評議員会に付議する事項は次のとおりとする。 (1) 総会で委任された事項 (2) 役員会より提出された事項 (3) 本会の目的達成のための緊急事項 (役員選考委員会) 第 2 8 条 役員選考委員会の委員は各ブロックの委員長・副委員長によって構成する。ただし、会長、副会長の参加を妨げない。 2 役員選考委員長、副委員長は次の順で決定していく。 委員長 中部3 → 西部 → 中部1 → 中部2 → 東部 → 南部1 → 南部2 副委員長 南部1 → 南部2 → 中部3 → 西部 → 中部1 → 中部2 → 東部 3 役員選考委員会は、会長が招集し開催する。 (役員選考委員会に付議する事項) 第 2 9 条 役員選考委員会に付議する事項は次のとおりとする。 (1) 役員選考に関する事項 (2) 役員の在り方に関する事項 (学年・学級委員会) 第 3 0 条 学年・学級委員会は、各学年の会員と学年所属の教職員で構成する。 2 学年・学級委員会は、学年の福利厚生、連絡、広報及び研修並びに生徒の愛護及び健全育成等に努め
---	--

3 学年・学級委員会は、学年の福利厚生、連絡、広報・研修及び生徒の愛護及び健全育成等に努める。 (監査委員会) 第 30 条 監査委員会は、会長、監事、庶務・会計によって構成する。 2 監査委員会は、会務・会計の監査を行い監査の結果を総会で報告する。また、必要に応じて会長に運営に対し意見を述べるができる。 (地区会) 第 31 条 地区会は、各地区の会員によって構成する。 2 地区会は、地区懇談会の開催支援・運営を行う。 第 4 章 専門部会 (専門部会) 第 32 条 本会の活動の円滑を図るため、具体的な事業を企画立案するため、次の専門部会をおく。 (1) 生活安全部会 (2) 保健体育部会 (3) 広報研修部会 (4) 母親部会 2 専門部会は各部の職務に従い随時会議を開き、年間行事計画を立案してそれを実施する。 3 すべての会議は出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは部会長の決するところによる。 (専門部会の構成) 第 33 条 専門部会は各学年から選出された者、地区委員、教職員を割り当てて構成する。 2 副会長は、各専門部会に属し、部会長及び副部会長と共に円滑な専門部活動が行えるよう努める。 (生活安全部会) 第 34 条 生活安全部会は、生徒の健全育成を図るため関係諸機関との連携を密にし、地域生活の環境改善及び研修等に関するを行う。 (保健体育部会) 第 35 条 保健体育部会は、会員並びに生徒の体力向上や健康維持に努め、学校保健や体育行事、衛生環境改善に関するを行う。 (広報研修部会) 第 36 条 広報研修部会は、PTA 広報紙の発行、調査研究、情報の収集・伝達を行い、会員相互の資質向上及び研修等に関するを行う。 (母親部会) 第 37 条 母親部会は、母親会員の資質の向上を図るとともに、母親会員相互の交流及び親睦に関するを行う。 2 部会長と副部会長は、PTA 副会長（女性）2 名を兼務する。 第 5 章 会 計 (経費) 第 37 条 本会の経費は、会費、寄付金、その他の収入によってあてる。 2 本会の経費は第 4 条及び第 5 条の目的を達成するために使用し、それ以外に使用することはできない。 (会費) 第 38 条 本会の会費は、会員一戸当たり月額 3 0 0 円とする。ただし、特別な事情のある会員については本部役員会の承認を得て減免することができる。 (会計年度) 第 39 条 本会の会計年度は、毎年 4 月 1 日に始まり翌年 3 月 3 1 日に終わる。 (決算) 第 40 条 本会の決算は、会計監査を経て総会に報告し、承認を得なければならない。 (経理) 第 41 条 本会の経理は、総会で議決された予算に基づいて行われる。 2 止むを得ず費目の転用を必要とするときは、運営委員会の承認を得なければならない。	る。 (監査委員会) 第 3 1 条 監査委員会は、会長、監事、庶務・会計によって構成する。 2 監査委員会は、会務・会計の監査を行い、監査の結果を総会で報告する。また、必要に応じて会長に運営に対し意見を述べるができる。 (地区会) 第 3 2 条 地区会は、各地区の会員によって構成する。 2 地区会は、地区懇談会の計画・運営を行う。 第 4 章 専門部会 (専門部会) 第 3 3 条 本会の活動の円滑を図るため、具体的な事業を企画立案するため、次の専門部会をおく。 (1) 生活安全部会 (2) 保健体育部会 (3) 広報研修部会 (4) 母親部会 2 専門部会は各部の職務に従い随時会議を開き、年間行事計画を立て、それを実施する。 3 すべての会議は出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。 (専門部会の構成) 第 3 4 条 専門部会は評議員、教職員を割り当てて構成する。 (生活安全部会) 第 3 5 条 生活安全部会は、生徒の健全育成を図るため関係諸機関との連携を密にし、地域生活の環境改善及び研修等に関するを行う。 (保健体育部会) 第 3 6 条 保健体育部会は、会員並びに生徒の体力向上や健康維持に努め、学校保健や体育行事、衛生環境改善に関するを行う。 (広報研修部会) 第 3 7 条 広報研修部会は、PTA 新聞の発行、調査研究、情報の収集・伝達を行い、会員相互の資質向上及び研修等に関するを行う。 (母親部会) 第 3 8 条 母親部会は、母親会員の資質の向上を図るとともに、母親会員相互の交流及び親睦に関するを行う。 2 部会長と副部会長は、PTA 副会長（女性）2 名とする。 第 5 章 会 計 (経費) 第 3 9 条 本会の経費は、会費、寄付金その他の収入によってあてる。 2 本会の経費は第 2 章の目的を達成するため以外は使用できないものとする。 (会費) 第 4 0 条 本会の会費は、会員一戸当たり月額 3 0 0 円とする。ただし、特別な事情のある会員については役員会の承認を得て減免することができる。 (会計年度) 第 4 1 条 本会の会計年度は、毎年 4 月 1 日に始まり翌年 3 月 3 1 日に終わる。 (決算) 第 4 2 条 本会の決算は、会計監査を経て総会に報告し、承認を得なければならない。 (経理) 第 4 3 条 本会の経理は、総会で議決された予算に基づいて行われる。 2 やもえず費目の転用を必要とするときは、評議員会の承認を得なければならない。
---	--

(会費の変更) 第 42 条 本会の会費の変更は、総会で決議する。 第 6 章 附 則 第 43 条 本会則は、総会の決議を得なければ変更することはできない。ただし、未曾有の事態により総会の開催招集が困難であると判断した場合は、その議決及び承認方法を書面等にて行うことができるものとする。 第 44 条 本会則の他、細則並びに規定を設けることができる。 第 45 条 細則並びに規定は、本部役員会の審議を経て運営委員会で改廃できる。 第 46 条 表彰及び慶弔に関する事項は、別に規定で定める。 第 47 条 本会は、各地区に支部を置くことができる。 第 47 条 本会には次の帳簿を備える。 （1） 会則並びに諸規定綴り （2） 会員名簿 （3） 役員名簿 （4） 諸記録簿 （5） 会計簿 （6） 会費徴収簿 第 48 条 本会は、会長と庶務・会計に若干の手当を支給する。 第 49 条 本会則は、平成 3 1 年 4 月 1 日から施行する。 本会側は、令和 2 年 1 1 月 1 日から施行する。	(会費の変更) 第 4 4 条 本会の会費の変更は、総会で決議する。 第 6 章 附 則 第 4 5 条 本会則は総会の決議を得なければ変更することはできない。 第 4 6 条 本会則の他、細則並びに規定を設けることができる。 第 4 7 条 細則並びに規定は、役員会の審議を経て評議員会で改廃できる。 第 4 8 条 表彰及び慶弔に関する事項は別に規定で定める。 第 4 9 条 本会は各地区に支部を置くことができる。 第 5 0 条 本会には次の帳簿を備える。 （1） 会則並びに諸規定綴り （2） 会員名簿 （3） 役員名簿 （4） 諸記録簿 （5） 会計簿 （6） 会費徴収簿 第 5 1 条 本会は会長と庶務会計に若干の手当を支給する。 第 5 2 条 本会則は平成 3 1 年 4 月 1 日から施行する。
--	--

1. 理事をなくし、評議員及び評議員会の呼称を「運営委員」及び「運営委員会」に改める。
 2. 母親部会の廃止（郡 P、県 P の会議・研修会については、女性副会長が参加）
 3. 他の関係機関・団体等との協働事業の検討（会議の合同開催等）

日本における PTA（英語: **P**arent-**T**eacher **A**ssociation）とは

各学校で組織された、保護者と教職員（児童を含まない）による社会教育関係団体。児童・生徒は、PTA 会員ではない。みな等しく活動の支援対象である。任意加入の団体であり、結成や加入を義務付ける法的根拠は無く、全ての児童生徒のための無償ボランティア活動というのが、本来のあり方である。

PTA の名称は

学校に通う子どもの保護者（Parent）と教職員（Teacher）からなる団体（Association^[3]）であることから、各語の頭文字を取ったものである。PTA 及び類似の団体について、昭和 20 年代に用いられた名称としては「**父母と先生の会**」がある。これは、当時の文部省（現在の文部科学省）が発した通達^[4]に基づく名称である。その他にも、「親と教師の会」「保護者と教職員の会」、あるいは「育友会（いくゆうかい）」など、学校ごとに様々な名称が付されることもある^{[5][6]}。各学校の PTA の名称は、各学校の PTA ごとの規約により定められる。

なお、これまでの教職員・保護者による組織から発展させる意味で、PTA に C「地域社会（Community）」を加えた **PTCA** と称するところもある。

また、2010 年（平成 22 年）に公布され、翌年施行^[7]された PTA・青少年教育団体共済法の 2 条 1 項には「PTA」の定義がある。

PTA・青少年教育団体共済法（平成 22 年 6 月 2 日法律第 42 号） （定義） 第 2 条 この法律において「PTA」とは、学校（学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）第 1 条に規定する学校^[8]（大学を除く。）をいう。以下同じ。）に在籍する幼児、児童、生徒若しくは学生（以下「児童生徒等」という。）の保護者（同法第 16 条に規定する保護者をいい、同条に規定する保護者のない場合における里親（児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 27 条第 1 項第 3 号の規定により委託を受けた里親をいう。）その他の文部科学省令で定める者を含む。以下同じ。）及び当該学校の教職員で構成される団体又はその連合体をいう。
--